

## 料 金 表（訪問介護）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分）での利用料金は次のとおりです。

身体介護が中心	サービスに要する時間	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上	以降、30 分増す毎 に加算される料 金
	1. 利用料金	2,550 円	4,040 円	5,870 円	830 円
	2. うち介護保険から 給付される金額	2,295 円	3,636 円	5,283 円	747 円
	3. サービス利用に係る <b>利用者負担額（1-2）</b>	<b>255 円</b>	<b>404 円</b>	<b>587 円</b>	<b>83 円</b>
生活援助が中心	サービスに要する時間	—	20 分以上 45 分未満	45 分以上	身体介護中心の 訪問介護を行っ た後に引き続き 20 分以上の生活 援助を行った場 合、25 分増す毎 に加算される料 金
	1. 利用料金	—	1,910 円	2,360 円	
	2. うち介護保険から 給付される金額	—	1,719 円	2,124 円	
	3. サービス利用に係る <b>利用者負担額（1-2）</b>	—	<b>191 円</b>	<b>236 円</b>	

加 算	初回加算	初回利用の月に限り、 <b>200 円</b>	新規ご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が訪問介護を実施、もしくは同行した場合に加算されます。
	緊急時訪問介護加算	1 回につき、 <b>100 円</b>	利用者もしくはご家族等からの要請を受けた上で、サービス計画に無い訪問（身体介護）を行なった場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算 I		1 月につき、介護サービス費と加算の合計の 4 %	

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた基準的な時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際に要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（8：00～18：00）以外の時間帯でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）	上記の額に1回につき25%加算します。
-----------------------------------	---------------------

○ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

○ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

## （2）交通費

熊本市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

当所から訪問先の片道については、おおむね2.5km未満については無料とし、2.5km以上は1kmを超えるごとに10円を徴収します。その際、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けることとします。

## （3）その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。生活援助（調理、洗濯、掃除等）を行う際、お客様の要望により指定店舗での購入が必要となった場合、片道5km以上の場合、5kmを超えた距離について、1km当たり20円を請求します。

## （4）キャンセル料

利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日まで申し出があった場合	無料
利用予定日の当日になっても申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (利用者負担相当額)